

	令和2年4月16日 質問内容	回答
	A233-2 栄養サポートチーム加算	
1	施設基準に示されている、栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤医師は、歯科医師も含まれるのか	含まれません。
	精神科訪問看護基本療養費	
2	令和元年度(過去)に受けた精神科訪問看護算定要件研修を受け、令和2年4月1日以降に新しい訪問看護ステーションに転職した場合、転職先の訪問看護ステーションで精神科訪問看護療養費は算定できるか GAFに関する内容の不足のために算定できないとすれば、GAFの内容を含む研修を追加で受けることで算定できるのか	GAF尺度に関する研修については様々ご要望をいただいているところであり、令和2年3月末までに研修を修了していた場合には、GAF尺度に係る内容は受講していません。差し支えない、という訂正通知を出せるように調整中です。
	B001-4 小児特定疾患カウンセリング料	
3	施設基準に、小児科または診療内科を標ぼうする保険医療機関と示されているが、精神科のみを標榜する保険医療機関は小児特定疾患カウンセリング料を算定できないのか	算定不可です。